

8 会議の要旨

書記（鈴木）	<p>委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から令和元年度第1回尾張旭市固定資産評価審査委員会を開会させていただきます。</p> <p>開会にあたり、総務部長の戸田より御挨拶を申し上げます。</p>
総務部長（戸田）	<p>おはようございます。総務部長の戸田と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。</p> <p>また、長江委員におかれましては、再任ということで、引き続きよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>さて、本日は、縦覧帳簿の縦覧結果の報告のほか、委員長長の選任等が議題となっております。</p> <p>今年度につきましては、評価替えの翌年度となりますが、審査案件につきましては、27年度の評価替えの年に3件あって以降、ずっと0件という状況となっております。</p> <p>委員については再任ということでしたが、4月の人事異動によりまして、事務局・所管課とも職員の方が少し異動しております。経験の不足ということもあるかと思いますが、課税の適正・公平ということを第一に考えて今後も事務を進めてまいります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、引き続き御協力をお願いいたします。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。</p>
書記（鈴木）	<p>部長は他の公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>本委員会は、傍聴規程に基づきまして、公開の対象となっておりますが、傍聴人はおりませんのでこのままの状態を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、議題に入ります前に、先ほど部長からもお話しさせていただきましたが、委員の選任において、長江建二委員が本年3月31日をもって任期満了となり、3月議会で同意を得て、再任されました。長江委員から一言、挨拶をいただければと思います。</p>
長江委員	(挨拶)

書記（鈴木）	<p>なお、長江委員の任期につきましては、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>申し遅れましたが、私は行政経営課長の鈴木でございます。今回の人事異動に伴いまして、新たに課長となりましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、同じく人事異動に伴いまして、新たに伊藤主事が書記に加わりましたので、よろしくお願いいたします。</p>
書記（伊藤）	<p>よろしくお願いいたします。</p>
書記（鈴木）	<p>それでは、議題の説明のため、税務課の担当職員に入室してもらいますので、暫時休憩とし、再開後の進行は房崎委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>（税務課職員入室）</p>	
房崎委員長	<p>それでは、議題の「1(1)平成31年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果等について」説明をお願いします。</p>
税務課長（小林）	<p>税務課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>申し訳ありません。課長補佐、係長は少し遅れてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「平成31年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果について」で説明させていただきます。</p> <p>この制度は、地方税法第416条及び382条の2の規定に基づき、納税者が所有する土地・家屋の価格と、市内にある他の土地・家屋の価格を比較して、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認するため、土地価格等及び家屋価格等縦覧帳簿を御覧いただける制度でございます。</p> <p>縦覧の期間は、毎年4月1日から4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日までとされておりまして、今年度は第1期の納期限の5月7日まで縦覧を行いました。</p> <p>それでは、「資料1 平成31年度縦覧者数等一覧表」を御覧ください。</p> <p>表の左上、縦覧帳簿のところは、土地と家屋の縦覧帳簿を納税者の縦覧に供した件数と、縦覧者の実人数を日ごとに集計したものでございます。</p> <p>今年度の件数は土地が5件、家屋が5件の計10件でございます。</p>

	<p>ます。縦覧者の実人数は6名となっております。下に年度別の表が載っておりますが、前年度と比較しまして、件数は17件の減少、実人数は6人の減少でした。</p> <p>続きまして、縦覧帳簿の右側、課税台帳（名寄帳）閲覧のところを御覧ください。土地、家屋、償却資産につきまして、課税台帳の閲覧件数等を日ごとに集計したものでございます。</p> <p>件数は土地が179件、家屋が119件、償却資産が15件の313件で、閲覧者は延べ件数で216件、実人数で95人となっております、前年と比較しまして、件数は45件の増加、閲覧者数は、延べ件数で28件の増加、実人数は7人の減少でございました。</p> <p>本年度は、評価替え後の第2年度であり、大きな価格の変動もなかったことから、縦覧者数は昨年度より減少しているという状況です。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
房崎委員長	説明が終わりました。何か質問等はございますか。
長江委員	縦覧帳簿の件数、全部で10件、9日に土地と家屋それぞれ2件、16日、19日、5月7日に土地と家屋それぞれ1件となっているが、これは家を建てられた方ということでしょうか。
税務課長（小林）	申し訳ありません。そこまで詳しいことは分かりかねます。
長江委員	縦覧者数は減っているが、課税台帳閲覧者は増えている。これは何か想定できることがありますか。
税務課長（小林）	<p>これという理由は断定できないですが、縦覧者数については、評価替え年度ではないということで減っているのではないかと思います。</p> <p>課税台帳については、いろいろな用途でとられるものですから、必ずこれといった理由というのはなかなかわからないというところですね。実際、いくつかの土地がある中のこの土地に対する税額について知りたいということで取得される方もみえたり、はっきり断定はできません。</p>
房崎委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、議題の「1(2)令和元年度審査申出状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
書記（寺尾）	<p>それでは、右上に資料2と書かれたものを御覧ください。</p> <p>審査申出できる期間は、課税台帳に価格等の登録をした旨の公示の日、本年は平成31年3月29日となりますが、そこか</p>

	<p>ら、納税通知書の交付を受けた日後3か月まででございます。</p> <p>納税通知書の発送日は4月1日であり、通常であれば遅くとも4月7日までには郵便が到達しているものと思われます。</p> <p>4月7日の翌日から起算して3か月目の7月7日までが審査申出期間となります。</p> <p>なお、この資料の例外といたしまして、納税通知書の送達ができなかった5件について、4月19日（金）に公示送達しました。この5件については、地方税法の規定により、4月26日（金）が納税通知書の到達日とみなされるため、7月26日（金）が審査申出期間満了日となります。</p> <p>この5件について、今後審査申出がある可能性は極めて低いと思われませんが、念のため補足説明させていただきました。</p> <p>次に、資料3を御覧ください。各年度の審査申出状況の資料でございますが、今年度は右の一番下になりますが、審査申出がありませんでした。</p>
房崎委員長	事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、何か質問などはございますか。
田島委員	公示送達とは、通知をしても払わないということか、もしくは連絡先がわからないということが大部分なのでしょうか。
税務課長（小林）	納税通知書を送付し、宛所がないと返ってきたもの等になります。
田島委員	その方たちはずっと未払いという状態を続けているということでしょうか。
税務課長（小林）	<p>宛所がないと戻ってきたものにつきましては、その後も調査をいたします。</p> <p>宛所が見つかったところにつきましては、納期限を変更した後、納税通知書を改めて送付するということをしています。</p>
長江委員	例えば、（公示送達は）去年4件あって、今年は5件ということだが、これは同じ方ですか？
税務課長補佐兼土地係長（久保）	同じ方もいらっしゃいます。
長江委員	<p>同じ方が2人、3人といらっしゃることもあると。</p> <p>そういう方たちは、未納で終わってってしまうということですね。</p>
税務課長補佐兼土地係長（久保）	相続人が不存在の場合はそうなります。
田島委員	不納案件に対し、放置しておくのか、どのように対応しているかが知りたいです。

税務課長（小林）	相続人がいても、例えば相続を放棄しており、土地家屋が死亡者の名義で残っている場合ですと、毎年度公示送達をするようなかたちです。
田島委員	わかりました。ありがとうございます。
房崎委員長	他にございませんか。なければ次にうつります。 それでは、議題の「1(3)委員長の選任について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
書記（鈴木）	はい。では、議題の「1(3)委員長の選任について」に移らせていただきますので、税務課職員はここで退出いたします。
（税務課職員退出）	
書記（鈴木）	委員長につきましては、房崎委員長に務めていただいておりますが、今年7月22日をもって委員長の任期が満了となります。本日の委員会では、本年7月23日から、来年7月22日までを任期とする、次期委員長を決めていただくものでございます。 尾張旭市固定資産評価審査委員会規程第2条の規定により、委員長は委員の互選で定めることとなっており、審査に当たっては、審査長を務めていただくこととなります。また、任期は1年となっています。 委員長を決めたいと思いますが、どなたかいかがでしょうか。
房崎委員長	これまでの慣例で、任命順に、前年度の職務代理者を務めていただいた方に、委員長に就任いただいておりますので、田島委員にお願いしてはどうでしょうか。
書記（鈴木）	長江委員は、いかがでしょうか。
長江委員	はい。良いと思います。
書記（田島）	ただ今「田島委員に」とのお声がありましたが、よろしいでしょうか。
田島委員	はい、結構でございます。
書記（鈴木）	それでは、田島敬二委員に委員長を務めていただきます。 なお、委員長の任期は、令和元年7月23日から令和2年7月22日までの1年間となります。 よろしく申し上げます。

房崎委員長	<p>議事を続けます。</p> <p>次に、議題の「1(4)委員長職務代理者の指定について」ですが、職務代理者は、委員長があらかじめ指定することになっていきますので、次期委員長の田島委員から指名をお願いします。</p>
田島委員	<p>職務代理者は、長江委員をお願いします。よろしいでしょうか。</p>
長江委員	<p>はい、分かりました。</p>
房崎委員長	<p>それでは、全ての議事が終了しましたので、次第の2「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
書記（寺尾）	<p>令和元年度の固定資産評価審査委員会運営研修会が、今月7月30日（火）に、名古屋市の「ウィル愛知」にて開催されます。</p> <p>今年は県内での開催ということもありまして、長江委員は欠席とのことでしたが、他のお2人には参加いただきます。事務局からも、1名随行させていただきますのでよろしくをお願いします。</p>
房崎委員長	<p>他には何かありますか。</p> <p>それでは、本日の日程が全て終了しましたので、以上で委員会を閉会します。</p>